

子宮頸がん検診H P V検査単独法導入に向けた 横浜市の取組

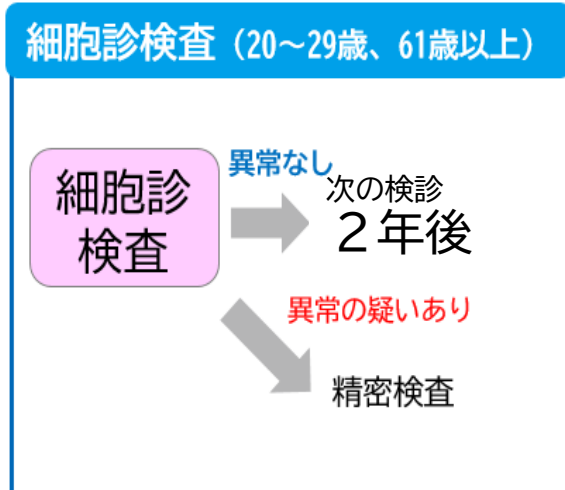
令和7年1月開始までの経過と実施状況

2025年6月23日

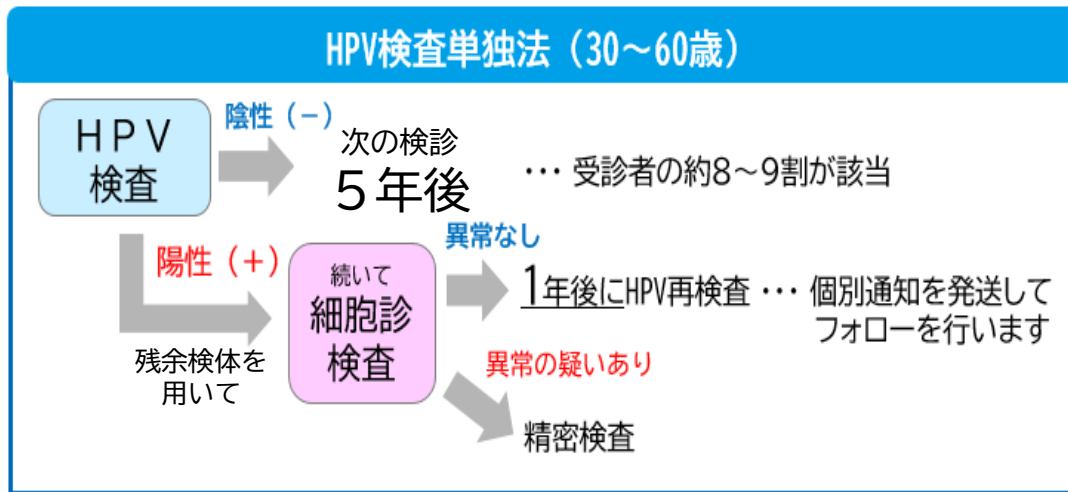
横浜市医療局

子宮頸がん検診へ「HPV検査単独法」を導入

- 令和7年1月から、30歳から60歳の女性を対象に
国の指針に基づく 子宮頸がん検診「HPV検査単独法」を開始



自己負担額1,360円



自己負担額：2,000円 ※1年後フォローの方も

はじめに①

これまでの 横浜市子宮頸がん検診（個別検診）

横浜市子宮頸がん検診(細胞診検査) ※令和6年12月まで 20歳以上の女性 2年度に1回 1,370円	
検診実施医療機関数	約190か所
年間受診者数	約11万人
受診率(令和4年国民生活基礎調査)	43.6%
精密検査受診率(健康増進事業報告)	57%

20歳以上女性の人口 約160万人（69歳未満：約118万人、30－60歳：約78万人）

はじめに②

- ・ 令和5年度 がん検診のあり方に関する検討会：厚生労働省
(子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入について)
6月、8月、12月、2月
- ・ 6年1月29日：令和6年度横浜市予算案公表（2月7日上程、3月25日議決）
「子宮頸がん検診におけるHPV検査の単独法導入」・・・準備が整いしだい開始
- ・ 6年2月14日：がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針一部改正：厚生労働省
「対策型検診におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」公開
- ・ 6年3月26日：HPV検査単独法による子宮頸がん検診の導入に向けた
精度管理支援研修会：厚生労働省（受講）

HPV検査単独法を導入する市町村の要件

- ①指針に沿って実施するとともにマニュアルを活用すること
- ②HPV検査単独法導入に向けた研修等を導入前に受講していること
- ③個別の対象者の検診受診状況を長期に追跡するため、受診者の情報と検診結果を保存するデータベース等を有すること
- ④HPV検査単独法を導入するにあたっては、新しい検診方法の導入について、都道府県、地域医師会及び検診実施医療機関等の理解と協力が得られていること
- ⑤HPV検査単独法を導入するにあたっては、新しい検診方法について、住民や対象者への普及啓発を行うこと

目次

- 1 検診運営委員会
- 2 検診システムの整備
- 3 導入に向けた具体的な取組
- 4 対象者への受診勧奨
- 5 令和6年度実績
- 6 令和7年度の主な取組

1 子宮頸がん検診運営委員会（概要）

「対策型検診におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」に基づき準備を進める。

令和6年度：4月「横浜市子宮頸がん検診運営委員会」設置

委員13名（産婦人科医、横浜市医師会、行政、学識経験者）

4～9月は毎月1回、（1月のHPV検査導入後）3月に1回、計7回開催

《主な論点》

- ・対象年齢、受診間隔の確認
- ・初年度対象者の考え方
妊婦/61歳以降/確定精検後の取扱いについて
- ・検査機関の対応状況の確認・調整の報告
- ・液状化検体導入について
- ・システムの改修状況
- ・検診票の作成
- ・子宮頸がん検診HPV検査単独法の手引きについて
- ・市民向け啓発リーフレット、医療機関向けQ & Aの作成 など

「横浜市子宮頸がん検診運営委員会」 委員13名

6年度 委員

敬称略、50音順、所属・役職は6年度時点

<有識者>

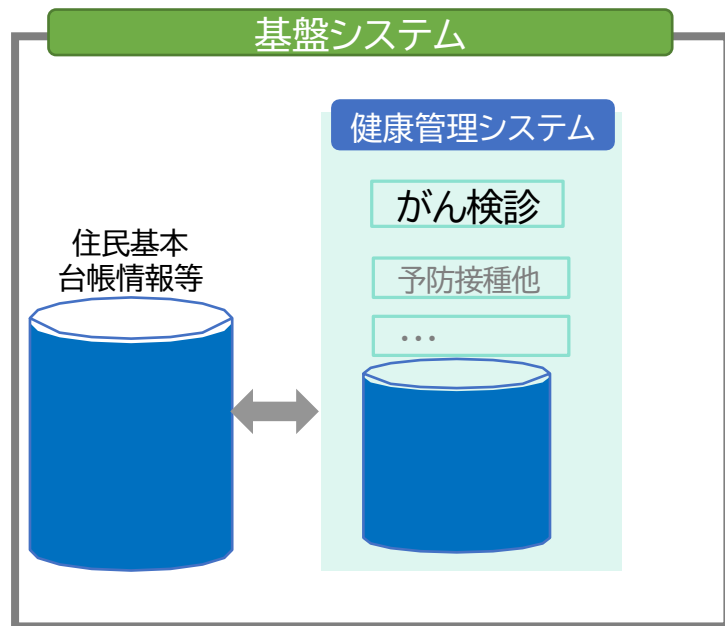
- 一色 聡一郎 (横浜市医師会常任理事)
大久保 一郎 (筑波大学名誉教授(横浜市衛生研究所長))※1
加藤 久盛 (神奈川県予防医学協会 婦人科部長)※1
小関 聡 (横浜市産婦人科医会会長)
斎藤 博 (青森県立中央病院 医療顧問)※1
櫻井 明弘 (横浜市産婦人科医会常任幹事)
佐治 晴哉 (神奈川県立がんセンター 婦人科部長)※2
筑丸 志津子 (横浜市医師会副会長)
林 康子 (やすこレディースクリニック)※2
水谷 隆史 (横浜市医師会常任理事)
宮城 悦子 (横浜市立大学附属病院 産婦人科部長)

<行政>

- 修理 淳 (横浜市保健所長)
船山 和志 (横浜市金沢区福祉保健センター長)

- ※1 横浜市がん検診協議会委員
※2 横浜市医師会 子宮頸がん検診精度管理委員会委員

2 検診システムの整備



厚生労働省ホームページに
「健康管理システム標準仕様書」が掲載されています

地方公共団体情報システム標準化へ移行予定

- **既存の健康管理システム**をHPV検査単独法の項目に合わせるため、改修を実施
- 検診情報を記録し追跡検査等へ適切なタイミングでお知らせするため、住民情報とがん検診の記録を連動

【主な改修】

- ・検診対象者固有の番号を付番
- ・対象者抽出機能の付加
(転入者, 年齢抽出, 追跡検査対象者抽出)

【課題】

- ・健康管理システムの標準化に際して、HPV検査単独法の記録も管理できるようにしていく必要

3 導入に向けた具体的な取組

(1) HPV検査法の導入に向けた調整

■ 検査会社との調整

- ・がん検診実施医療機関へアンケート調査により、利用している検査会社を確認
→利用の多い検査会社（6社）へアンケート調査、ヒアリングを実施
マニュアルに示す5種の検査、4種の液状化検体採取用バイアルへの対応可否、
対応可能時期、処理可能件数等を確認

■ がん検診実施医療機関との調整

- ・直接塗抹法から液状検体法への移行（移行期間として3か月）
令和元年度から直接塗抹法に加え、液状化検体法、どちらでも可としていた。
→令和6年7月通知：10月からは液状化検体法へ→1月からHPV検査単独法へ

3 導入に向けた具体的な取組

(2) 検査方法の周知、説明方法

・受診者や市民向けの啓発資料、説明資料について

厚生労働科学研究費補助金「子宮頸がん検診におけるHPV検査導入に向けた実際の運用と課題の検討のための研究」班

リーフレット



追跡検査受診案内

様式3-2

子宮頸がん検診 (HPV検査単独法) における 追跡検査 (HPV検査) 受診のお願い
あなたは、令和 年 月 日に実施した子宮頸がん検診 (HPV検査単独法) の結果、子宮頸がんを引き起こすヒトパピローウイルス (HPV) は陽性でした。
細胞診で子宮頸部の細胞に異常が認められなかったため、現時点では子宮頸がんや前がん病変を疑う可能性は低く、ただちに医療機関を受診する必要はありませんが、経過をみる必要があります。
HPVの感染が継続すると、将来子宮頸がんや前がん病変を患うリスクが高くなります。 ※検査に自費検診から自費にする範囲に沿って、追跡検査 (HPV検査) を受けてください。
<追跡検査及び追跡検査後の次の流れ>
・追跡検査の方法は、検診と同じHPV検査です。自費の検診券の裏に「追跡検査」の欄があり、ここに記入してください。
・受診の後の追跡検査結果が陽性の場合 (HPVの感染が継続している場合) 子宮頸がんの前がん病変と、検診と同じ検査を受けて子宮頸部の細胞の異常を確認します (細胞診、細胞診の結果に応じて「ただちに医療機関で確定検査 (組織診)」または1年後の追跡検査 (HPV検査) 2回に分けます。
① 検診日から、できるだけ早いうちにコルポスコピー下組織診可能な医療機関を受診することによる内診検査です。
② 検診と同じ検診日、翌年度に検診日から追跡検査 (HPV検査) のご案内があります。
・子宮頸がんの前がん病変と疑われる可能性がある場合 (HPVは自然に消失することもあります) 子宮頸がんの前がん病変と疑われる可能性があるため、その後の確定検査 (細胞診) や追跡検査 (HPV検査) は必要となり、通常の子宮頸がん検診に異なります。

確定精検受診案内

様式3-1

子宮頸がん検診 (HPV検査単独法) における ただちに確定精検 (組織診) 受診のお願い
あなたは、令和 年 月 日に実施した子宮頸がん検診 (HPV検査単独法) の結果、「ただちに確定精検 (組織診) が必要」と判定されました。
子宮頸がんまたは前がん病変の疑いがありますので、まだ確定精検 (精密検査) を受けていない場合は、できるだけ早く医療機関 (※) で確定精検を受けてください。
※コルポスコピー下組織診可能な婦人科のある医療機関 該当する医療機関は「 子宮頸がん検診 (HPV検査単独法) 」で「ただちに確定精検 (組織診) が必要」とされた方へを参考にしてください。また、検査の順番や手続きなど、詳しくは医療機関にお尋ねください。
子宮頸がんの多くは前がん病変から進みます。『ただちに確定精検 (組織診) が必要』と判定された場合は、必ず確定精検 (組織診) を受けてください。
確定精検 (組織診) 結果が「 確定精検 (組織診) 結果が異常なし 」と判定された場合は、追跡検査 (HPV検査) を受けてください。
・確定精検 (組織診) 結果が「 確定精検 (組織診) 結果が異常なし 」と判定された場合は、追跡検査 (HPV検査) を受けてください。
・確定精検 (組織診) 結果が「 確定精検 (組織診) 結果が異常なし 」と判定された場合は、追跡検査 (HPV検査) を受けてください。
・確定精検 (組織診) 結果が「 確定精検 (組織診) 結果が異常なし 」と判定された場合は、追跡検査 (HPV検査) を受けてください。
・確定精検 (組織診) 結果が「 確定精検 (組織診) 結果が異常なし 」と判定された場合は、追跡検査 (HPV検査) を受けてください。

3 導入に向けた具体的な取組

(2) 検査方法の周知、説明方法

- ・医療機関向けの説明資料、Q & Aについて
厚生労働科学研究費補助金
「HPV検査単独法による子宮頸がん検診に関する普及啓発に係る医療機関向けツールの開発のための研究」班
[HPV検査単独法による子宮頸がん検診資料を用いた検診実施施設説明用 補助スライド付き動画](#)

はじめに

HPV検査単独法による子宮頸がん検診資料を用いた 検診実施施設説明用 補助スライド付き動画

この補助スライド付き動画は、令和6-7年度 厚生労働科学研究費 厚生労働行政推進調査事業費補助金（がん対策推進総合研究事業）により、HPV検査単独法による子宮頸がん検診に関する普及啓発に係る医療機関向けツールの開発のための研究班（研究代表者 横浜市立大学産婦人科 宮城悦子）が作成したものです。自施設におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診の理解と普及・啓発以外の目的で使用される場合は、必ず出典を明記して下さい。リーフレット原本は、下記の国立がん研究センターのウェブサイトよりダウンロードできます。

リーフレットのデータダウンロードはこちら



<https://www.youtube.com/watch?v=5pOtRcCGLxw>



3 導入に向けた具体的な取組

(3) 検診票の作成

マニュアルに定める項目を記録するため、新たな検診票を検診運営委員会で検討

【問診項目】(概要)

1. 月経以外の出血等
2. 月経異常の有無
3. 子宮頸部疾患の罹患歴
4. 子宮頸がんの治療歴
5. 子宮の手術歴
6. 性交渉の経験の有無
7. ワクチン接種の有無
8. 最終月経
9. 妊娠の有無(週数)

【検診項目】(項目のみ)

- ☐ 視診・内診
- ☐ 検体採取用バイアル
- ☐ HPV検査結果判定医療機関
- ☐ 細胞検査士
- ☐ 報告年月日

- ☐ 採取器具
- ☐ HPV検査名
- ☐ 細胞検査所
- ☐ 細胞診専門医
- ☐ HPV検査(判定・結果)

(陽性の場合) ☐ 標本の適否 ☐ 細胞診断

※下線: HPV検査単独法用
に新たに追加

記載するのは
検査会社or医療機関？

➡判定	<u>HPV(-)</u>	→精検不要(5年後検診)
	<u>HPV(+）・細胞診NILM</u>	→判定不能(1年後HPV検査)
	<u>HPV(+）・細胞診ASC-US以上</u>	→判定不能(直ちに精密検査へ)
	判定不能または不適正	→判定不能(直ちに精密検査へ)

3 導入に向けた具体的な取組

(4) 実施医療機関に向けた説明会の開催等

○手引き等の作成

厚労省のマニュアルに基づき、手引き・Q & Aを作成
運営委員会にて意見をいただいた。

○説明会の開催

開催日程：令和6年11月

対象：実施医療機関、検査機関（7社）

実施形態：対面とオンラインのハイブリッド 後日オンデマンド配信

内容：HPV検査単独法の概要【説明者：佐治晴哉先生（検診運営委員会委員 兼 精度管理委員会委員）】

横浜市における検討の経過

手引きの解説等

検診実施にあたっての留意事項

事務手続き（対象者への受診のご案内、検診票・請求書の発送等）

有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン
作成委員会委員

3 導入に向けた具体的な取組

(5) 委託料／自己負担額の設定

- 検診実施医療機関への委託料は、医科診療報酬点数表に基づき積算

【主な項目】

基本診療料（初・再診料）
 細胞診（液状化検体）
 検体検査実施料（HPV核酸検出）
 検体検査判断料
 検体採取料

等

検 診 項 目		単 価	人 数	金 額
子宮頸がん検診（HPV検査単独法）	基本診療料	円	人	円
	通常検査分			
	HPV検査（対面）	円	人	円
	HPV検査（郵送）	円	人	円
	トリアージ精検（細胞診）	円	人	円
	再検査分※			
	再検査（HPV検査）	円	人	円
	再検査（トリアージ精検（細胞診））	円	人	円
	計	【A】		円
	消費税相当額（A×消費税率）	【B】		円
受 診 者 負 担 額		【C】	2,000円	人 円
請 求 額 （ A + B - C ）				円

※HPV検査が判定不能又はトリアージ精検（細胞診）の標本の適否が不適正により、再検査を実施した件数を記入してください。

3 導入に向けた具体的な取組

(6) 受診対象者、受診間隔の考え方

令和7年1月からの導入にあたり、2年に1回の子宮頸がん検診の受診機会を確保するため、6年4月以降に子宮頸がん検診を受診した方を除き、**対象年齢の方すべてに受診券を送付**した。

HPV検査陰性の方は次の検査は5年後となるが、**30, 35, 40, 45, 50, 55, 60歳の節目年齢へ統一**していくため、次回の受診が5年後にならない方も多い。

<対応>

厚生労働省からの助言を受けつつ、運営委員会において、経過措置の対象となる方については、

5年の間隔をあげずに次の節目年齢で受診することが妥当であることを検討。

HPV(-)の場合			HPV(-)の場合		
初回受診	受診間隔	次の受診	受診間隔	次の受診	
30歳	5年	35歳	5年	40歳	
31歳	4年	35歳	5年	40歳	
32歳	3年	35歳	5年	40歳	
33歳	2年	35歳	5年	40歳	
34歳	1年	35歳	5年	40歳	

- ・わかりやすく周知するため、横浜市HPにて年齢別、受診状況別の早見表を作成

4 対象者への受診勧奨

(1) 令和7年1月～8年3月末の対象者（①②を満たす方）

- ① 市内在住の30歳以上60歳以下の女性 約78万人
- ② 令和6年4月から12月末までに横浜市子宮頸がん検診を受診していない方
(令和6年4月から12月末までに受診した方は、令和8年度に受診できます。)

発送	対象者
12月20日	国民健康保険加入の 30歳～60歳女性
1月10日	他の健康保険に加入の 30歳～45歳女性
1月24日	他の健康保険に加入の 46歳～60歳女性

4 対象者への受診勧奨

(1) 送付物

30歳～60歳^{*}のあなたへの 大切なご案内です。

※令和7年4月1日開始

横浜市では子宮頸がん検診に**HPV検査**を新たに導入します！
この手紙が届いたあなたは対象です。

同封のチラシをご確認のうえ、**必ずこちらのご案内を持って**受診してください。
※がん治療中の方などへ届いてしまう場合がございますが、何卒ご容赦ください。
※検診票は医療機関でお受け取りください。

STEP 1

医療機関を選ぶ！

STEP 2

こちらのご案内を持って
医療機関で受診！

医療機関提出用

予備

受診券番号

0123456789

剥がさずそのまま医療機関にお持ちください

横浜市にお住まいの30～60歳のみなさまへ

「子宮頸がん検診」を受けていますか？

- 子宮頸がんは30代から50代の方が多くかかっています。
- 子宮頸がんの多くは**HPV**(ヒトパピローウイルス)が原因。
- 性交経験のある人の多くが**生涯に一度はHPVに感染**します。
HPVの感染は無症状で1～2年で自然になくなりますが、
一部は持続して、がんのリスクを上げる場合があります。

NEW

横浜市では子宮頸がん検診に「**HPV検査**」を導入します！

HPV検査とは？

子宮頸部の細胞が、がんの原因ウイルスHPVへ感染しているかを調べます。

HPV感染と子宮頸がんの発生の流れ

HPVの感染を調べます

ウイルスを免疫で排除
約90%

ウイルスへの持続感染
約10%

正常細胞

HPV感染

がん前病変

がん細胞

HPVに感染すると
必ず子宮頸がんになる
わけではありません。

がんになるのを防ぐために
定期的に検診をうけることで
がんにならないうえに
早期に発見し治療を受ける
ことができます。

国立がん研究センターWHO
検診の推奨は、
検診の重要性を
必ずご確認ください。

HPV検査が陰性(-)の場合は「**5年に1度**」の検診です

HPV陰性(-) ⇒ 次の検診は5年後です。

HPV陽性(+) ⇒ 細胞の状態を調べる検査を行います。(この検査のための再度の受診は不要)
検査結果に応じて、
1年後の再検査または**精密検査**を受けます。

子宮頸がん検診(HPV検査)ってどんな検査？

検査方法

内診により医師が細胞を採取します
(月経(生理)中は避けて検査を受けてください。)

費用

2,000円
次の方は費用が無料になります。必要な手続きについてはお問合わせください。
※生活保護受給者、中絶医療費助成対象者、母子生活支援施設入居者、児童養育施設入居者、
※令和7年度より生活保護受給者、母子生活支援施設入居者、児童養育施設入居者の費用が無料となります。

受診方法

STEP 1

受診する医療機関を選ぶ
(※医療機関によっては予約が必要の場合があります。Webページ等をご確認ください。)

STEP 2

検診受診時に以下の**2つ**を持って
医療機関へ行く

① 同封のご案内(受診券シール)

② 本人確認書類(マイナンバーカード等)

〇〇を忘れると受診できません！
届いた封筒の中に〇が入っています。

対象者

横浜市内在住の**30～60歳の女性**
20～29歳、61歳以上の方の子宮頸がん検診(細胞診検査)は、
今までと変わりません。

子宮頸がん検診の対象外となる方

● 子宮頸部を有さない方
子宮頸部の疾患で治療中・経過観察中の方を対象外となる場合があります。
検診の受診可否は、医師に相談してください。

● 性交渉の経験が無い方
子宮頸がんにかかるリスクは低いですが、希望があれば受診可能です。

心配な症状がある時は、
がん検診でなく婦人科を受診しましょう

発行

横浜市医療局がん・疾病対策課 (令和6年12月発行)

問合せ先

横浜市がんしんきん専用ダイヤル ☎045-664-2606 FAX 045-664-3851

まとめ：1年間の動き

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営委員会	①	②	③	④	⑤	⑥						⑦
委託契約						委託料 自己負担額確定			★契約			
検査関係		検査会社 アンケート・ ヒアリング						開始時期を周知		開始		
医療機関		検査方法 アンケート		液状化検体法に移行				★説明会 検査会社 と契約				
広報							受診案内・受診券作成		★広報よこはま11月号、 デジタルサイネージ	発送		
システム改修		システム改修要件定義			システム改修（市及び委託先）							

5 令和6年度実績

(1) 横浜市子宮頸がん検診受診者数の推移

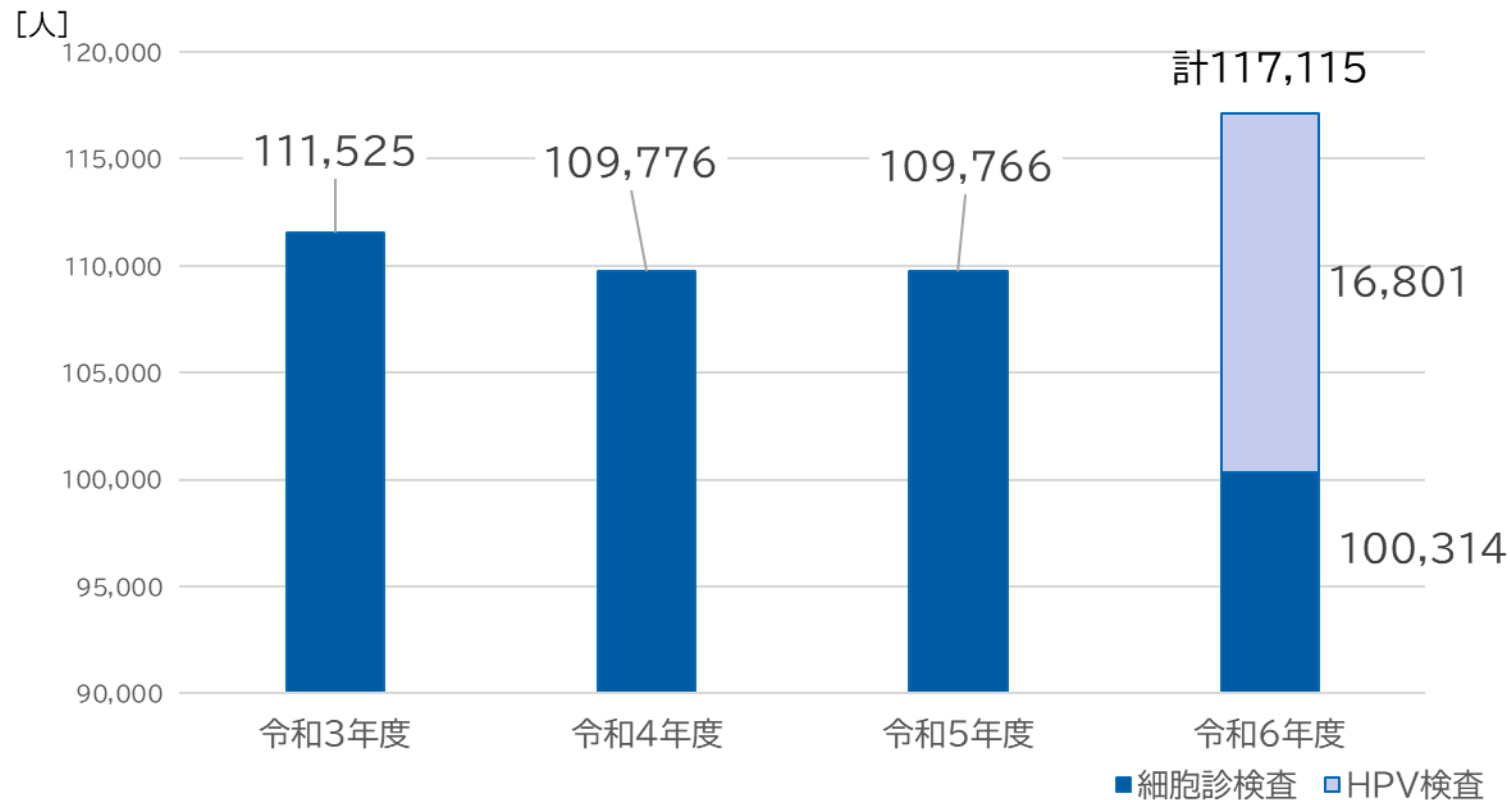
[人]

	細胞診検査	HPV検査単独法	計
令和3年度	111,525	-	111,525
令和4年度	109,776	-	109,776
令和5年度	109,766	-	109,766
令和6年度	100,314	16,801	117,115

前年より7,349人増 

5 令和6年度実績

(1) 横浜市子宮頸がん検診受診者数の推移



5 令和6年度実績

(2) 横浜市子宮頸がん検診（HPV検査単独法）受診者の内訳

令和7年1～3月受診者数※

※1～3月に請求があった受診者のデータを集計したもの

年代	受診者数[人]					割合			
	計	HPV (-)	HPV(+)		判定 不能	HPV (-)	HPV(+)		判定 不能
			細胞診 (-)	細胞診 (+)			細胞診 (-)	細胞診 (+)	
30～39歳	6,175	5,615	348	212	0	90.9%	5.6%	3.4%	0.0%
40～49歳	5,425	5,136	182	106	1	94.7%	3.4%	2.0%	0.0%
50～60歳	5,201	5,031	128	41	1	96.7%	2.5%	0.8%	0.0%
計	16,801	15,782	658	359	2	93.9%	3.9%	2.1%	0.0%

5年後
(節目年齢)の
検診へ

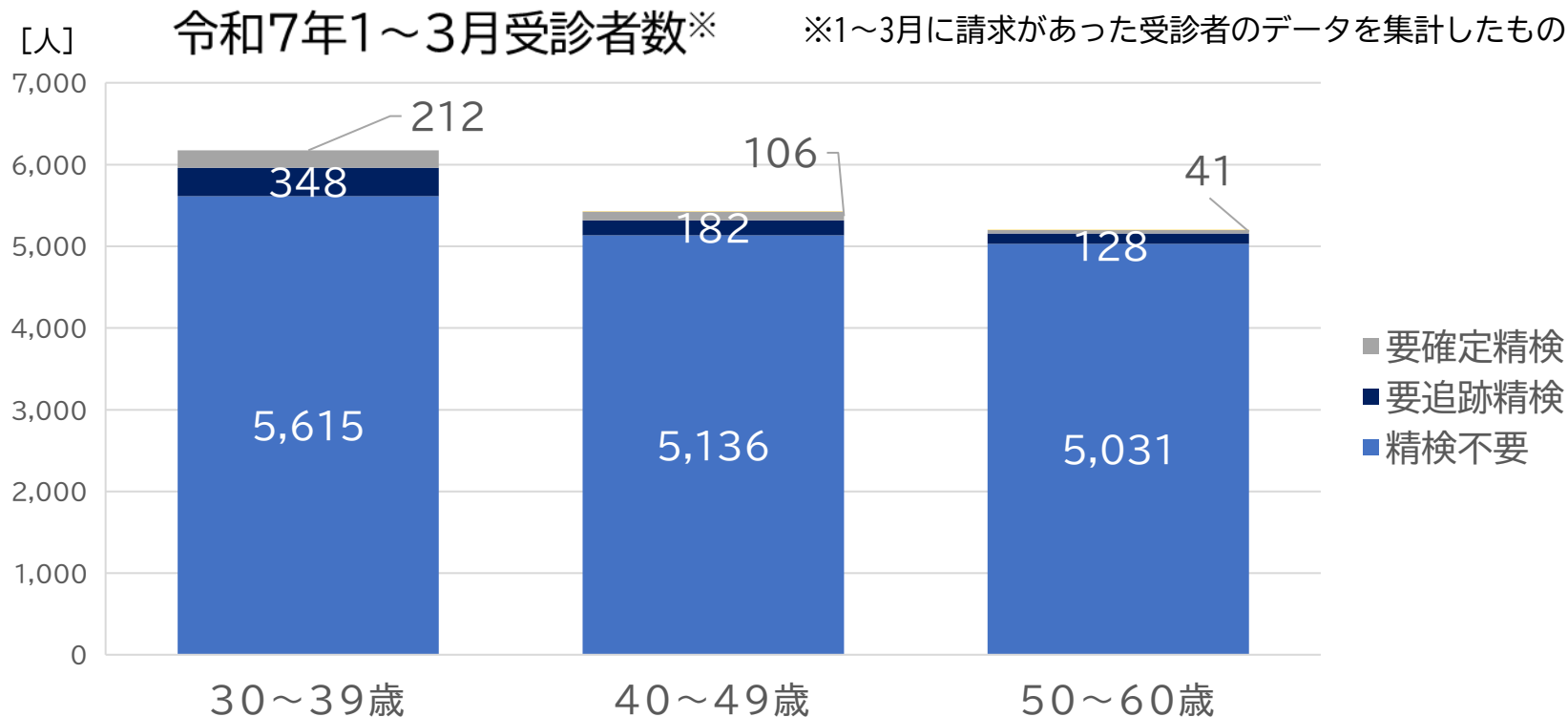
1年後の
HPV
検査へ

精密検査へ

注: 50～60歳には61歳時点での受診者(1名)を含む
パーセンテージは四捨五入しているため、合計が100%に
ならない場合があります

5 令和6年度実績

(2) 横浜市子宮頸がん検診（HPV検査単独法）受診者の内訳



注：50～60歳には61歳時点での受診者（1名）1を含む

6 令和7年度の主な取組

- ・ 随時：**発行希望に応じた受診券発行**（市外から転入した方、紛失した方）
電子申請、コールセンター（横浜市けんしん専用ダイヤル）で受付
- ・ 年2回：市外から転入した方への受診券発行（上半期、下半期）
- ・ 7月：運営委員会開催
議題案：1年後追跡検査の方への受診勧奨について
精密検査の受診状況、勧奨について
- ・ 1年後追跡検査の方への受診勧奨通知の発送
- ・ 8年度初回受診対象の方への受診勧奨通知の発送
（6年度子宮頸がん細胞診検査受診者、節目年齢の方）

明日をひらく都市

OPEN  PIONEER

YOKOHAMA